

**改正**

平成26年3月25日条例第1号

平成31年3月20日条例第1号

令和2年3月18日条例第2号

蕨市立文化ホールくるる設置及び管理条例

(設置)

**第1条** 本市の文化、芸術の振興を図り、もって市民の文化教養の向上に資するため、蕨市立文化ホールくるる（以下「文化ホール」という。）を蕨市中央1丁目23番8号に設置する。

(管理)

**第2条** 文化ホールは、蕨市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

(業務)

**第3条** 文化ホールは、次の業務を行う。

- (1) 多目的ホール、会議室及び楽屋並びに附属設備（以下「施設等」という。）の提供に関すること。
- (2) 芸術文化の普及振興を図るための各種行事に関すること。
- (3) その他文化ホールの設置の目的を達成するため、必要な業務に関すること。

(休館日)

**第4条** 文化ホールの休館日は、毎年12月29日から翌年1月3日までとする。ただし、教育委員会が管理上、必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(使用時間)

**第5条** 文化ホールの施設等を使用することができる時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、教育委員会は、特別な事情があると認める場合には、これを変更することができる。

(使用期間)

**第6条** 文化ホールの施設等を引き続いて使用することができる期間は、5日間とする。ただし、教育委員会は、特別な事情があると認める場合には、これを変更することができる。

(楽屋の使用の制限)

**第7条** 文化ホールの楽屋は、多目的ホールの使用に付随して使用する場合は、使用することができない。

(使用の許可)

**第8条** 文化ホールの施設等を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、文化ホールの管理上、必要な条件を付することができる。

(使用の許可の制限)

**第9条** 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、文化ホールの使用を許可しない。

- (1) 文化ホールの設置目的に反するとき。
- (2) 公益を害するおそれがあるとき。
- (3) 施設等を毀損するおそれがあるとき。
- (4) その他文化ホールの管理上、支障があるとき。

(使用料)

**第10条** 第8条の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第1に定める使用料を納付しなければならない。

2 市長は、公益上必要があると認めるときは、前項の使用料を減免することができる。

(使用料の返還)

**第11条** 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を返還することができる。

- (1) 使用者の責によらない理由により、文化ホールの施設等を使用することができないとき。
- (2) その他市長が特別な理由があると認めるとき。

(使用権の譲渡等の禁止)

**第12条** 使用者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用の許可の取消し等)

**第13条** 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は文化ホールの管理上、特に必要があるときは、当該許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。
- (3) 使用料を納期限までに納付しないとき。

2 市は、使用者が前項各号のいずれかに該当する理由により同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責を負わない。

(原状回復)

**第14条** 使用者は、施設等の使用が終わったときは、速やかに、これを原状に復し、搬入した物件を撤去しなければならない。前条第1項の規定により使用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

2 使用者が、前項の義務を履行しないときは、教育委員会において原状に復し、これに要した費用は使用者の負担とする。

(損害賠償)

**第15条** 使用者がその責に帰すべき理由により、施設等を損傷し、若しくは滅失したときは、これを原状に復し、又はそれに要する費用を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

**第16条** 教育委員会は、文化ホールの設置目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、文化ホールの管理に関する業務のうち次に掲げるものを行わせることができる。

- (1) 第3条各号に掲げる業務
- (2) 文化ホールの施設の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が別に定める業務

(指定管理者の指定の手続)

**第17条** 教育委員会は、指定管理者に文化ホールの管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示して指定管理者の指定を受けようとするものを公募するものとする。ただし、文化ホールの適正な運営を確保するため必要と認められるときその他教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 施設の概要
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間
- (4) 利用料金に関する事項
- (5) 申請者の資格

- (6) 申請受付期間
  - (7) 選定の基準
  - (8) その他教育委員会が指定する事項
- 2 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に次に掲げる書類を添えて教育委員会に申請しなければならない。
- (1) 定款及び登記簿の謄本又はこれらに準ずる書類
  - (2) 管理を行う事業計画書
  - (3) 管理に係る収支計画書
  - (4) 当該団体の経営状況を説明する書類
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類
- 3 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により審査し、最も適切な管理を行うことができると認められるものを指定管理者の候補者として選定するものとする。
- (1) 利用者に対して文化ホールの平等な利用を確保することができること。
  - (2) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に文化ホールの運営を行うことができること。
  - (3) 文化ホールの設置の目的を達成し、効率的な運営を行うことができること。
  - (4) 前条各号に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）を安定して行う経営基盤を有していること。
  - (5) 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。
- 4 教育委員会は、第1項ただし書の規定により指定管理者の候補者を選定するときは、前2項の規定にかかわらず、第2項各号の書類の提出を求め、前項各号に照らし総合的に判断を行うものとする。
- 5 教育委員会は、前2項の規定により選定した指定管理者の候補者について、法第244条の2第6項の規定による議会の議決があったときは、当該候補者を指定管理者に指定するものとする。
- (管理の基準等)

**第18条** 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

- (1) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に文化ホールの運営を行うこと。
  - (2) 文化ホールの施設の維持管理を適切に行うこと。
  - (3) 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。
- 2 教育委員会は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- (1) 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項
- (2) 指定管理業務の実施に関し必要な事項
- (3) 指定管理業務の事業報告に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、文化ホールの管理の適正を期するため必要な事項  
(指定の取消し等)

**第19条** 教育委員会は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 指定管理業務又はその経理に関する教育委員会の指示に従わないとき。
- (2) 第17条第3項各号に掲げる基準を満たさなくなると認められるとき。
- (3) 前条第1項各号に掲げる基準を遵守しないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でない認められるとき。

2 教育委員会は、指定管理者が前項の規定により処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責を負わない。

(指定管理者による施設の現状変更等)

**第20条** 指定管理者は、文化ホールの施設の改修、増設その他の教育委員会が別に定める現状変更を行おうとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(利用料金収入の帰属及び利用料金の額の決定)

**第21条** 教育委員会は、指定管理者に文化ホールの管理を行わせようとするときは、第10条の規定にかかわらず、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者に文化ホールの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の場合における利用料金は、指定管理者が別表第1に定める範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、それぞれの利用料金について、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(利用料金の納付)

**第22条** 利用者は、前条第2項の規定により指定管理者が定めた利用料金を指定管理者に納付しな

なければならない。

(利用料金の減免)

**第23条** 指定管理者は、公益上必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て利用料金を減免することができる。

(指定管理者による管理が行われる場合の技術的読替え)

**第24条** 第16条の規定により文化ホールの管理を指定管理者に行わせる場合におけるこの条例の規定の適用に関し必要な技術的読替えは、別表第2のとおりとする。

(委任)

**第25条** この条例に定めるもののほか、文化ホールの管理に関し、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して8月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(平成22年8月教委規則第6号で、同22年10月1日から施行)

(準備行為)

2 この条例の施行に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

#### 附 則 (平成26年3月25日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。(後略)

(経過措置の原則)

2 次項から第12項までに定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる規定は、それぞれ、施行日以後の同表の右欄に掲げる行為に係る使用料、利用料金、手数料等について適用し、施行日前の同欄に掲げる行為に係る使用料、利用料金、手数料等については、なお従前の例による。

第1条の規定による改正後の蕨市民会館設置及び管理条例別表第1の規定	使用の許可
第2条の規定による改正後の蕨市行政財産の使用料に関する条例別表の規定	使用の許可
第3条の規定による改正後の蕨市手数料条例別表50の項及び56の項の規定	認定

第4条の規定による改正後の蕨市自転車等放置防止条例別表の規定	撤去
第5条の規定による改正後の蕨市自転車等駐車場条例別表の規定	許可及び登録
第6条の規定による改正後の蕨市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第1の規定	処理
第7条の規定による改正後の蕨市総合社会福祉センター設置及び管理条例別表第1の規定	利用の許可
第8条の規定による改正後の蕨市保健センター設置及び管理条例別表第1から別表第4までの規定	検査又は交付
第9条の規定による改正後の蕨市霊園設置及び管理条例第12条第1項の規定	使用
第10条の規定による改正後の蕨市都市公園条例別表第2及び別表第3の規定	使用
第11条の規定による改正後の蕨市道路占用料条例第5条第3号の規定	申請
第13条の規定による改正後の蕨市民体育館設置及び管理条例別表第1の規定	利用の許可
第14条の規定による改正後の蕨市立信濃わらび山荘設置及び管理条例別表の規定	利用の許可
第15条の規定による改正後の蕨市立文化ホールくるる設置及び管理条例別表第1の規定	使用の許可
第16条の規定による改正後の蕨市水道事業給水条例第6条の2第1項及び第2項の規定	申込み

(診断書等の手数料に関する経過措置)

12 改正後の条例の診断書等の手数料に関する規定は、施行日以後に申請が行われた診断書等の手数料について適用し、施行日前に申請が行われた診断書等の手数料については、なお従前の例による。

附 則 (平成31年3月20日条例第1号抄)

改正

令和2年3月18日条例第2号

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置の原則）

2 次項から第12項までに定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる規定は、それぞれ、施行日以後の同表の右欄に掲げる行為に係る使用料、利用料金、手数料等について適用し、施行日前の同欄に掲げる行為に係る使用料、利用料金、手数料等については、なお従前の例による。

第1条の規定による改正後の蕨市民会館設置及び管理条例別表第1の規定	使用の許可
第2条の規定による改正後の蕨市行政財産の使用料に関する条例別表の規定	使用の許可
第3条の規定による改正後の蕨市手数料条例別表50の項、56の項及び60の項の規定	認定
第4条の規定による改正後の蕨市自転車等放置防止条例別表の規定	撤去
第5条の規定による改正後の蕨市自転車等駐車場条例別表の規定	許可及び登録
第6条の規定による改正後の蕨市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第1の規定	処理
第7条の規定による改正後の蕨市立勤労青少年ホーム設置及び管理条例別表の規定	利用の許可
第8条の規定による改正後の蕨市総合社会福祉センター設置及び管理条例別表第1の規定	利用の許可
第9条の規定による改正後の蕨市霊園設置及び管理条例第12条第1項の規定	使用の許可
第10条の規定による改正後の蕨市都市公園条例別表第2及び別表第3の規定	使用の許可
第11条の規定による改正後の蕨市道路占用料条例第5条第3号の規定	申請
第13条の規定による改正後の蕨市公立学校使用料徴収条例別表の規定	使用の許可
第14条の規定による改正後の蕨市民体育館設置及び管理条例別表第1の規定	利用の許可
第15条の規定による改正後の蕨市スポーツ広場設置及び管理条例別表の規定	使用の許可

第16条の規定による改正後の蕨市立信濃わらび山荘設置及び管理条例 別表の規定	利用の許可
第17条の規定による改正後の蕨市立文化ホールくるる設置及び管理条例 別表第1の規定	使用の許可
第18条の規定による改正後の蕨市立公民館設置及び管理等に関する条例 別表第1の規定	使用の許可
第19条の規定による改正後の蕨市水道事業給水条例第6条の2第1項 及び第2項の規定	申込み

**附 則**（令和2年3月18日条例第2号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。（後略）

**別表第1**（第10条、第21条関係）

区分		午前	午後	夜間	全日
		午前9時～ 正午	午後1時～ 午後4時30分	午後5時30分～ 午後9時30分	午前9時～ 午後9時30分
多目的 ホール	平日	2,500円	5,020円	7,530円	13,610円
	土、日、祝	3,350円	6,700円	10,050円	17,800円
1 A 楽屋		410円	830円	1,250円	2,300円
1 B 楽屋		410円	830円	1,250円	2,300円
会議室		510円	1,030円	1,560円	2,820円

備考

1 多目的ホールの使用者が、入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収する場合の使用料は、教育委員会が定める区分ごとの使用料（楽屋及び附属設備等に係る使用料を除く。以下「区分使用料」という。）に、当該区分使用料に次に定める率を乗じて得た額を加算した額とする。

- （1） 入場料等が500円未満のとき 100分の20
- （2） 入場料等が500円以上1,000円未満のとき 100分の30
- （3） 入場料等が1,000円以上2,000円未満のとき 100分の50
- （4） 入場料等が2,000円以上のとき 100分の80

- 2 市外居住者が使用し、又は市民以外の者を主たる対象として使用する場合は、区分使用料に、当該区分使用料（前項の規定の適用を受けるときは、前項の規定により計算して得た額）の100分の50に相当する額を加算した額とする。
- 3 超過時間の使用料は、超過時間1時間につき、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額の1時間当たりの額に100分の130を乗じて得た額とし、1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。
- (1) 第1項の規定に該当する場合（次号に該当する場合を除く。） 第1項の規定により計算して得た額
- (2) 前項の規定に該当する場合 前項の規定により計算して得た額
- (3) 前2号に該当しない場合 区分使用料
- 4 多目的ホール等の附属設備の使用料は、規則で定める額とする。
- 5 使用料を計算する場合において、使用料に10円未満の端数が生じたときは、種別ごとにこれを切り捨てるものとする。

**別表第2**（第24条関係）

読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条	教育委員会が管理上、必要と認めるときは、	指定管理者が管理上、必要と認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、
第5条の見出し	使用時間	利用時間
第5条	使用	利用
	教育委員会は、特別な事情があると認める場合には、	指定管理者は、特別な事情があると認める場合には、あらかじめ教育委員会の承認を得て、
第6条の見出し	使用期間	利用期間
第6条	使用	利用
	教育委員会は、特別な事情があると認める場合には、	指定管理者は、特別な事情があると認める場合には、あらかじめ教育委員会の承認を得て、
第7条（見出しを含む。）	使用	利用

第8条の見出し	使用	利用
第8条第1項	使用	利用
	教育委員会	指定管理者
第8条第2項	教育委員会	指定管理者
第9条の見出し	使用	利用
第9条	教育委員会	指定管理者
	使用	利用
第11条の見出し	使用料	利用料金
第11条	使用料	利用料金
	使用者	第8条の規定により利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）
	を使用	を利用
第12条の見出し	使用権	利用権
第12条	使用者	利用者
第13条の見出し	使用	利用
第13条第1項	教育委員会	指定管理者
	使用者	利用者
	使用の	利用の
	使用を	利用を
	使用料	利用料金
第13条第2項	教育委員会	教育委員会又は指定管理者
	使用者	利用者
第14条第1項	使用者	利用者
	の使用	の利用
	使用の	利用の
第14条第2項	使用者	利用者
	教育委員会	指定管理者
第15条	使用者	利用者

